

総合評価の方法

本工事は、特別簡易型総合評価方式の除算方式（加算点：総計23点）により実施するものとし、次の要件に該当する入札者のうち、評価項目ごとの加算点を加えた技術評価点（標準点100点+加算点）を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときはクジによる。

- 1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 2) 大田市建設工事低入札価格調査実施要領において失格等とならないこと。

評価項目および加算点の計算方法

評価項目		加算点	配点		
1 企業の施行業績 【8点】	①工事成績評定点	5点	5 ~ 0		
	②同種工事の施工実績	2点	2	1	0
	③優良工事表彰	1点	1		0
2 配置予定技術者の能力 【4点】	①保有資格の有無	1点	1		0
	②施工経験の有無	2点	2	1	0
	③優秀建設技術者表彰	1点	1		0
3 地域貢献 【11点】	①災害復旧工事の施工実績	2点	2	1	0
	②除雪業務の契約実績	2点	2	1	0
	③ボランティア活動の有無	1点	1		0
	④労働福祉関連の状況	2点	2	1	0
	⑤若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用	1点	1	0.5	0
	⑥消防団協力事業所認定	1点	1		0
	⑦人権に関する取組状況	1点	1	0.5	0
	⑧地域支援に関する取組状況	1点	1		0
加算点の合計		23点			

加算点の計算方法

1：企業の施工業績

① 工事成績（工事成績評定点）

過去3年間（令和3・4・5年度）に竣工し、大田市が発注した公共工事における工事成績評定点の平均点で評価する。ただし、平均点算定対象は「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「しゅんせつ工事」とする。

- ◆ 対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。
- ◆ 対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表 1)

*計算方法を傾斜配分方式とする

評定点の 平均点	80 点以上	80 点未満 73 点以上	70 点以上 73 点未満	70 点未満
加算点	5. 0 点	1.5 点 + {3.5 × (評定点の平均点 - 73) / 7}	1. 0 点	0 点

※評定点の平均点は小数第 2 位を四捨五入、加算点は小数第 2 位を切り捨て

(表 2)

評定点	80 点以上	80 点未満 73 点以上	70 点以上 73 点未満	70 点未満 又は実績なし
加算点	4. 5 点	表 1 で計算した加算点 × 0.9	0. 9 点	0 点

※加算点は小数第 2 位を切り捨て

② 企業の同種工事の施工実績

平成 26 年度から入札公告日前日までに完成した、大田市発注の同種工事の元請けまたは共同企業体（経常 J V を除く）構成員（ただし出資比率 20% 以上）として施工した実績を評価する。

ただし、工事成績評定点が 70 点未満のものは実績として認めない。

- ◆ 対象となる施工実績が 2 回以上ある者 : 2 点
- ◆ 対象となる施工実績が 1 回ある者 : 1 点
- ◆ 対象となる施工実績がない者 : 0 点

③ 企業の優良建設工事表彰（優良工事施工団体表彰）

平成 31 年（令和元年）度から令和 5 年度までの 5 年間に完成した大田市・島根県・中国地方整備局発注の公共事業において、元請けまたは共同企業体（経常 J V を除く）構成員（ただし出資比率 20% 以上）として施工した優良建設工事表彰を評価する。

- ◆ 表彰がある者 : 1 点
- ◆ 表彰がない者 : 0 点

※評価対象となる表彰の令和 5 年度完成分の表彰が公告日において終了していない場合は、5 年間で「平成 30 年度から令和 4 年度」と設定する。

2：配置予定技術者の能力

複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

① 配置予定技術者の保有資格の有無

評価項目	評価基準	加算点
入札公告日前日における主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士のいずれかの資格がある者	1 点
	上記の資格のない者	0 点

② 配置予定技術者の施工経験の有無

平成26年度から公告日前日までに完成した大田市発注の公共事業において、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人又は担当技術者（※）として担当した、同種工事の施工経験を評価する。ただし、工事成績評定点が70点未満の場合のものは、施工経験として認めない。

なお、担当技術者の施工実績については、上記工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

※担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

- ◆ 対象となる施工経験が2回以上ある者 : 2点
- ◆ 対象となる施工経験が1回ある者 : 1点
- ◆ 対象となる施工経験がない者 : 0点

③ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

平成31年（令和元年）度から令和5年度までの5年間に完成した大田市・県・中国地方整備局発注の公共事業において、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人として担当し、優秀建設技術者表彰を受けている技術者を評価する。ただし、複数の候補者を提出し、表彰の有無が異なる場合には、ないものとして評価する。

- ◆ 表彰がある者 : 1点
- ◆ 表彰がない者 : 0点

※評価対象となる表彰の令和5年度完成分の表彰が公告日において終了していない場合は、5年間を「平成30年度から令和4年度」に設定する。

3：地域貢献

① 災害復旧工事の受注実績

過去2年間（令和4・5年度）に契約（下請け実績でも可）した、大田市発注の災害復旧工事の受注実績及び災害時の応急工事（倒木処理・崩土撤去等を含む）の受注実績を評価する。

- ◆ 3件以上の受注実績がある者 : 2点
- ◆ 1～2件の受注実績がある者 : 1点
- ◆ 受注実績がない者 : 0点

② 除雪業務の契約実績

過去2年間（令和4・5年度）に、大田市管理道（市道・農道）における除雪業務の契約実績（下請け実績でも可）の有無を評価する。

- ◆ 両年度とも契約実績がある者 : 2点
- ◆ どちらかの年度に契約実績がある者 : 1点
- ◆ 契約実績がない者 : 0点

③ ボランティア活動の有無

過去2年間（令和4・5年度）に、会社として10名以上または従業員の半数以上が参加し

たボランティア活動（ハートフルしまねを含む）の実績の有無について評価する。

- ◆ 両年度とも実績がある者 : 1点
- ◆ 上記でない者 : 0点

※ボランティア活動として評価するものは、「不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動」や「県民・地域住民に対して行う活動」あるいは「社会福祉施設等への活動」とする。

※「10名以上または半数以上の参加」条件は、2日以上に渡る活動の場合、「のべ人数」とする。

※当該企業が出資している社会福祉施設等の法人へ当該企業社員が参加した場合は対象としない。

④ 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa～cに掲げる項目を評価する。

(a) 高齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置がとられている場合

- 定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている
- 満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある
- 定年の定めがない

(b) 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- 法定雇用率を適用される者 ～ 法定雇用障がい者数を超える雇用
- 法定雇用率を適用されない者 ～ 1人以上の雇用

(c) 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること。
- こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）について認定されていること。
※「こっころカンパニー認定証」を添付すること。

- ◆ (a)～(c)すべて該当する者 : 2点
- ◆ (a)～(c)のうち2つ該当する者 : 1点
- ◆ 上記でない者 : 0点

⑤ 若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用

発注年度を含む過去3年度間(令和4・5・6年度)に、若手技術者(採用時29歳以下)・女性技術者(年齢不問)1人以上の新規雇用、および若手従業員(採用時29歳以下)1人以上の新規雇用実績を評価する。

- ◆ 技術者1人以上の実績がある者 : 1点
- ◆ 従業員1人以上の実績がある者 : 0.5点
- ◆ 実績がない者 : 0点

※新規雇用の若手技術者、女性技術者は、建設業法第7条第2号イで定める各学校の、建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業した者、又は、当該工事種別に該当する建設業法第7条第2号ハに示す資格を有する者とする。

※技術者、従業員の両方を採用した場合は、技術者で評価する。

⑥ 消防団協力事業所認定

入札公告日前日において、消防団協力事業所と認定されていること。

- ◆ 認定されている者 : 1点
- ◆ 認定がない者 : 0点

⑦ 人権に関する取組状況

入札公告日前日における企業としての次のa～bに掲げる項目を評価する。

(a) 人権に関する研修の受講実績

令和5年度から公告日前日までの間において、会社として10名以上または従業員の半数以上が参加した人権に関する研修の受講実績がある者。

※研修の受講実績として評価するものは、「大田市HP（総合評価方式評価対象人権研修一覧）」に掲載されている研修への受講とする。

(b) しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員登録

入札公告日前日において、しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員に登録されている者。

(c) 公正採用選考人権啓発推進員の選任

入札公告日前日において、公正採用選考人権啓発推進員の設置がされている者。

- ◆ (a)～(c)のうち2つ以上該当する者 : 1点
- ◆ (a)～(c)のうち1つ該当する者 : 0.5点
- ◆ (a)～(c)該当がない者 : 0点

⑧ 地域支援に関する取組状況

平成30年度から令和5年度までの6年間において、大田市感謝状、または、大田市教育委員会感謝状を受贈していることを評価する。

- ◆ 受贈がある者 : 1点
- ◆ 受贈がない者 : 0点